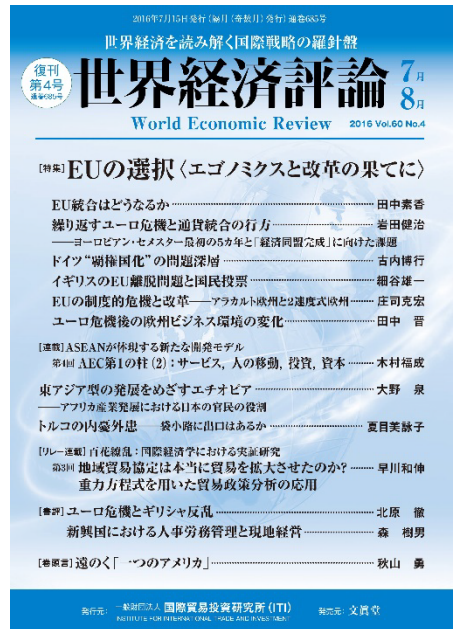


本論文は

世界経済評論 2016年7/8月号

(2016年7月発行)

掲載の記事です



世界経済評論 定期購読のご案内

年間購読料

1,320円×6冊=7,920円

6,600円

税込

17%

送料無料
OFF



富士山マガジンサービス限定特典

※通巻682号以降

定期購読
期間中

デジタル版バックナンバー読み放題!!



世界経済評論 定期購読



☎0120-223-223

[24時間・年中無休]

お支払い方法

Webでお申込みの場合はクレジットカード・銀行振込・コンビニ払いからお選びいただけます。
お電話でお申込みの場合は銀行振込・コンビニ払いのみとなります。

Fujisan.co.jp

雑誌のオンライン販売

EU の制度的危機と改革

——アラカルト欧州と2速度式欧州

慶應義塾大学法務研究科教授（ジャン・モネ・チェア） 庄司 克宏

しょうじ かつひろ 1957 生まれ。慶應義塾大学法学部卒業後、同大学院法学研究科修士課程修了、同博士課程単位取得退学。ジャン・モネ EU 研究センター所長。専門は EU の法制度と政策。著書：『欧州連合統治の論理とゆくえ』（岩波新書）、『はじめての EU 法』（有斐閣）、『新 EU 法基礎篇』『新 EU 法政策篇』（岩波書店）他。

EU はそれ自身が主権国家ではないため、加盟国が平和と経済的繁栄を求めて統合するには合意できる分野から漸進的に（ときには非対称的に）協力を進めざるをえない。その意味では、常に「国家未満」であるという宿命の下にある。このため、欧州債務危機、難民危機やイギリス脱退問題（Brexit）のような制度的危機に直面することには（外的要因は別として）ある程度必然性がある。それにもかかわらず、EU が制度的危機に対して「国家未満」のまま取り組むには、「モネ方式」と呼ばれる従来の統合方式を改めて、別の方式により事態を打開しなければならないという認識が広がっている。そこで浮上しているのが「アラカルト欧州」と「2速度式欧州」という統合方式である。前者は Brexit の文脈で主張され、本年2月の英 EU 改革合意に反映されている。また、後者は経済通貨同盟（EMU）の完成の文脈で語られ、2015年ユンカー報告において示唆されている。本稿では、これら2つの統合方式を「EU 統合の三角形モデル」の下で比較検討することにより、EU の制度的方向性を展望する。

I EU の機能不全と制度改革

EU は、物・人・サービス・資本の自由移動を意味する単一市場（域内市場）の創設を経て、それを基盤に単一通貨を有するに至っている。また、EU に加盟する国は、数次にわたる拡大を経て、当初の6カ国から現在では28カ国に増大している。

しかし今日、EU はさまざまな危機や難問に直面する中で、「のろまで鈍重、柔軟性に欠け、迅速に対応し決定することができない」と批判されている。その主な理由の1つは、EU が拡

大の結果として機能不全に陥っているということである。28加盟国の利益とニーズが多様化しているにもかかわらず、EU は依然として「1つの決定をすべてに当てはめる」式のシステムをとっているため、迅速な問題解決能力が失われていると指摘されている¹⁾。

II アラカルト欧州と2速度式欧州

1. モネ方式の限界と多段階統合

第2次大戦後に始まった欧州統合は、エリートが主導し、それを民衆が許容するとの了解の下、最終段階を示さないまま漸進的に経済統合

を進め、欧州にスプラショナル（超国家的）とトランスナショナル（国境横断的）な関係を築くことにより、平和と経済的繁栄をもたらそうとするものであった。それは、欧州統合の父たちの一人とされるジャン・モネにちなんで、「モネ方式」と呼ばれる。しかし現在、このモネ方式に基づく統合が限界に直面しているのではないかとの懸念が広がっている。

モネ方式に基づく欧州統合には、従来、すべての加盟国が同時に共通の政策や協力を進めるという前提があり、経過期間や適用除外などが認められることはあっても一時的であることが条件である。それは、加盟候補国が加盟前に「アキ・コミュニテール」と呼ばれる既存EU法体系をすべて受容する義務があることにも反映されている。

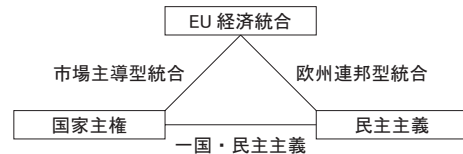
しかし、加盟国の増加により異質性が增大すると、加盟国間の所得格差や政策目標・選好の相違などがますます拡大する結果、一律に統合を進めることには無理が出てくる。そこで、一定分野では統合に参加しないことも認める必要が生じる²⁾。このような状況に対応して登場したのが、総称して「多段階統合」という考え方である。それは、「EU内の異質性を調整し、異なる加盟国集団が異なる手続上および制度上の取り決めを使用して一定の公共政策を行うのを認める統合戦略の様式」と定義される³⁾。これにはさまざまな類型化が存在する。たとえば、次の3つに区分される場合がある。第1に時間的に統合に差異をつけるが、目標を共有しつつ、後発組が先発組にいずれは追いつくことを想定する「2速度式欧州」（「多速度式欧州」と呼ばれることもある）、第2に空間的・地理的に統合に差異をつけ、それが永続することを前提とする「可変翼欧州」、第3に一定の共通

政策に従いつつも、イシューに応じて柔軟な統合の選択を認める「アラカルト欧州」である⁴⁾。

2.2 2速度式欧州と2速度式ユーロ圏

本稿では、2速度式欧州とアラカルト欧州という2つの用語に基づいて、今後の欧州統合の方向性に焦点を当てる。その際、第1に可変翼欧州は場合に応じて他の2つの類型に含まれるものと捉える。第2に「2速度」とは統合の速度が必ずしも2つあるということではなく、速度に差をつけるという意味で使用する。その意味で2速度式と多速度式は同義である。第3に2速度式欧州における目標の共有が一部の加盟国に限定される場合（欧州連邦型の2速度式欧州）も含まれるものとする。第4に2速度式欧州は相対的な概念である。それはユーロ圏と非ユーロ圏の間で存在するだけでなく、ユーロ圏の内部でも経済・財政政策をめぐって（欧州連

図表1 EU統合の三角形モデル



（出所）庄司克宏「EU法の展開と課題—EU統合の三角形モデル」『ジュリスト』第1418号、2011年、16頁修正。

図表2 2速度式欧州（EU）と2速度式ユーロ圏

政策分野	通貨統合	経済・財政統合	
対象国	EU加盟国	ユーロ圏加盟国	
能力の基準	経済的収斂条件*	構造的収斂条件**	
統合の形態	欧州連邦型の2速度式欧州（EU）（ユーロ圏と非ユーロ圏）	欧州連邦型の2速度式ユーロ圏	市場主導型の2速度式ユーロ圏

（注）*物価、財政、為替、金利における各基準値（マーストリヒト条約）。

**労働市場、競争力、ビジネス環境、公共行政、税制に関する共通基準。

（出所）筆者作成。

邦型と市場主導型の双方で) 2速度式欧州の方式が想定される。この場合をとくに「2速度式ユーロ圏」(ユーロ圏内2速度式欧州)と呼ぶこととする(図表1, 2参照)。

3. 加盟国の意思と能力

モネ方式では統合に参加する加盟国の「意思」と「能力」の両方が存在することが前提とされてきた。EUが統合の深化を進める場合には、EUの「憲法」に当たる基本条約(EU条約およびEU機能条約)を改正する必要があるが、それには加盟国の全会一致が必要とされる。多段階統合はそのような全会一致が達成されない場合の調整方法であり、アラカルト欧州は加盟国にとくに「意思」が欠ける場合を、また、2速度式欧州は加盟国にとくに「能力」が欠ける場合を想定している⁵⁾。

アラカルト欧州では、加盟国の(能力よりも)「意思」が重視され、政策面において共通項としての単一市場の部分だけは全加盟国で維持するけれども、それ以外の単一通貨、自由・安全・司法領域(国境管理、移民・難民、警察・刑事司法協力等)、外交・安全保障、政治統合などはそれを望む国だけで協力することになる。

他方、2速度式欧州では、加盟国の(意思よりも)「能力」が重視され、先行する能力を持つ加盟国の集団が前衛として統合を前進させることにより共通の目的を追求することを意味する。他の加盟国は自己の能力に合った速度で進むが、やがて追いつくことが想定されている。ただし、特定の加盟国が(能力または意思の欠如のため)結果として追いつくことができない状況が固定化する場合もありうる。

これら2つの欧州統合モデルは、1993年に発効したマーストリヒト条約においてすでに一

部採用されている。その条約により通貨統合が共通政策として導入されたが、財政赤字や政府債務などを基準とする経済的収斂条件を充たした加盟国から順に単一通貨ユーロに参加するという形で2速度式欧州の方式が採用された。一方、イギリスとデンマークはそのような条件にかかわらず参加しない政治的オプトアウトを認められることにより、アラカルト欧州の要素が生まれることとなった。

III EU統合の三角形モデルにおける位置づけ

1. EU統合の三角形モデル

アメリカの経済学者ダニ・ロドリクが提示した「世界経済の政治的トリレンマ」という仮説⁶⁾をEUに応用した「EU統合の三角形モデル」によれば(図表1参照)、EU経済統合を前提とした場合、加盟国は国家主権と国内の民主主義の両方を維持することはできなくなる。これが含意することは次の3点である。第1に、国家主権を委譲して経済統合する複数の国家が民主主義を望むのであれば、その民主主義はEUレベルで達成されなければならない(欧州連邦型統合)。第2に、複数の国家が経済統合しつつも国家主権を維持したいのであれば、(民意よりむしろ)市場が要求するところに従って国家主権を行使せざるをえない(市場主導型統合)。第3に、国家主権と民主主義の両方を確保したいのであれば、経済統合は放棄されざるをえない(一国・民主主義)。

「EU統合の三角形モデル」において、モネ方式は加盟国に「意思」と「能力」が備わった欧州連邦型統合の一形態と見ることができる。それはエリート主導の統合方式であるが、統合

による経済的利益を加盟国国民に配分することにより支持を確保するという形で緩やかな意味におけるEUレベルの民意すなわち「許容のコンセンサス」(permissive consensus)が存在するとみなされた⁷⁾。

他方で、加盟国の「意思」と「能力」のいずれかがとくに欠けている場合、アラカルト欧州と2速度式欧州を次のように位置づけることができる。第1に欧州連邦型統合でEUレベルの民主主義の実現に失敗する場合、アラカルト欧州が各国民主主義に基づき表明される加盟国の「意思」により展開する。あるいは、「能力」を兼ね備えた一部の加盟国が「意思」を共有することにより(共通の民意に基づいて)欧州連邦型統合を先行して(事後の参加を許容しつつ)進めることもありうる。これが経済・財政統合においてユーロ圏で生じる場合、欧州連邦型の2速度式ユーロ圏(ユーロ圏内2速度式欧州)と呼ぶこととする(図表2参照)。

第2に(欧州連邦型統合に対する共通の民意がない結果として)市場主導型統合が選択される場合(経済・財政政策分野における現在のユーロ圏諸国の状況)、すべての加盟国が市場の要求通りに国家主権を行使することができるわけではないため、加盟国の「能力」に応じて2速度式欧州の先発組(中核グループ)と後発組(周辺グループ)に分かれることになる(周辺グループは状況次第で中核グループの支援を受けざるをえない)。これを市場主導型の2速度式ユーロ圏(ユーロ圏内2速度式欧州)と呼ぶこととする(図表2参照)。

第3に加盟国の「意思」としてアラカルト欧州の共通項である単一市場にとどまることさえ拒否する場合(例として、イギリスが国民投票でEU脱退を選択する場合)や、加盟国の「能

力」がユーロ圏にとどまる水準より下回る場合(例として、債務危機が再発してギリシャがユーロ圏脱退を選択する場合)には、一国・民主主義を選択してEUまたはユーロ圏から脱退することになる(図表1参照)。

2. インプット型正当性と欧州統合

アラカルト欧州は、民意に基づくインプット型正当性の危機に対処する側面を有している。そのような危機は、複数の国家が主権を委譲して経済統合するにもかかわらず、EUレベルで民主主義が達成できない状況において生じる。この状況に対してアラカルト欧州は、インプット型の正当性を各国レベルの民主主義により確保しようとする。

他方、欧州連邦型の2速度式欧州において先行する参加国(ユーロ圏)は、相互の間で共通の民主主義を達成しようとするかもしれない。後述するように、ユーロ圏の経済・財政同盟では共通の予算やユーロ圏財務大臣が構想されているが、それに併せてユーロ圏議会の設置も提案されている(欧州連邦型の2速度式ユーロ圏)。

モネ方式では、加盟国行政府の代表(各国担当大臣で構成される閣僚理事会)と独立の共通機関(コミッション)によりEUの法令が制定され、運営されることが基本である。しかし、EU法が国内法に優越するという原則と相まって、この方式では各国議会がバイパスされ、インプット型正当性に疑問符が付くことになる(閣僚理事会で投票する各国担当大臣が国内議会の指示通りに行動するとしても、投票で破れるならば、その国の民主主義は貫徹されない)。

そこで、直接選挙された欧州議会がEU立法に参加することによりEUレベルでの民主主義

を達成するよう期待された。しかし、欧州議会の権限が強化されてきたにもかかわらず、選挙のたびに投票率が低下する一方であること（1979年第1回選挙では約62%であったが、2014年選挙では約43%）から、インプット型正当性の欠如が指摘される。さらに、EUレベルで共通のデモス demos（国民）という基盤のないところに民主主義は成立しえないという立場（デモス不在論）から、EUは「民主主義の赤字」という批判を受けている。各国における欧州懐疑派政党の台頭は、EUのインプット型正当性の危機を反映している。このような批判は、先述した欧州連邦型の2速度式ユーロ圏（ユーロ圏内2速度式欧州）においても起こりうる。

以上のようなインプット型正当性の危機に対しては、各国議会をEUの政策決定プロセスに組み入れるという対応がとられている。すなわち、EUと加盟国（中央政府と地方自治体）との間で政策の規模および効果を権限行使の配分基準とする補完性原則に照らして、各国議会がEU法案を監視する「補完性監視手続」が導入されている。EUで法案提出権を独占するコミッションの法案を補完性原則違反とする各国議会票（各国2票）が全体の3分の1に達すると、コミッションは法案の見直しを行う義務がある。ただし、その後に維持することも可能である（イエローカード）。また、全体の過半数に達する場合、コミッションが法案を維持しても、閣僚理事会での55%または欧州議会の過半数により廃案となる（オレンジカード）。しかし、いずれのカードにおいても各国議会に拒否権が直接与えられていないため、インプット型正当性の危機を克服するには十分ではないとして批判されている。また実績においても、イ

エローカードが成立したのはこれまでに2件にとどまり、オレンジカードが成立したことは1度もない⁸⁾。

3. アウトプット型正当性と欧州統合

EUでは今日、28加盟国の間で異質性が増大したことにより政治的、経済的、社会的相違が拡大しているにもかかわらず、EU諸機関が弱体であり、EUの政策が十分な成果を上げていないために民衆の支持を失っていると批判される。このように、EUはアウトプット型の正当性の危機にも直面している。その処方箋の1つとして提唱されるのが、2速度式欧州である⁹⁾。このアプローチは、「能力」を示す経済的収斂基準に基づき、当時15カ国で構成されたEU内の（欧州連邦型の）2速度式欧州として単一通貨ユーロの導入に採用され、今日に至っている（図表2参照）。

しかし、単一通貨ユーロの導入に成功した後、ユーロ圏は欧州債務危機によりアウトプット型正当性の危機に直面した。そこで、ユーロ圏が経済通貨同盟（EMU）を建て直し、経済・財政統合を進める方式として、通貨統合と同様、欧州連邦型統合の2速度式欧州により（インプット型正当性ととも）アウトプット型正当性を確保することが構想されている。たとえば、フランス中央銀行のビルロワドガロー総裁およびドイツ連邦銀行のヴァイトマン総裁の共同寄稿では、ユーロ圏加盟国が欧州レベルで主権を包括的に共有する一方、民主的説明責任を強化することにより、ユーロ圏共通の「財務省」と独立の「財政理事会」、また、議会のコントロールの下で決定を行う強固な政治的機関などを導入することが提案されている¹⁰⁾。そこでは、もし「能力」を一層重視して参加基準が設

定されるならば、参加国がより限定される（欧州連邦型の）2速度式ユーロ圏（ユーロ圏内2速度式欧州）の可能性も存在する。

他方、経済・財政統合において欧州連邦型の2速度式欧州が達成されない場合、市場主導型統合の下で2速度式欧州が追求されることになる。前掲共同寄稿では、ユーロ圏加盟国が経済・財政面で欧州連邦型統合に進むことができない場合の代替案として、ユーロ圏各国の責任と財政ルールの強化に基づく分権的アプローチが示されている。それは「ユーロ圏内で国家主権を保持するものであるが、それに対応して連帯のレベルは低下する」とされている¹¹⁾。これは市場主導型統合における2速度式ユーロ圏（ユーロ圏内2速度式欧州）を含意する（図表1, 2参照）。

IV 英 EU 合意とアラカルト欧州

1. キャメロン首相の対 EU 要求

イギリスのキャメロン首相は、2015年11月10日、欧州理事会（EU首脳会議）のトゥスク常任議長に宛てた書簡で、「経済ガバナンス」「競争力」「主権」「[域内]移民」という4つのバスケットを改革要求項目として提示した¹²⁾。それに基づく交渉の結果、2016年2月19日欧州理事会において、イギリスと他のEU加盟国との間で「EU内におけるイギリスのための新たな合意」（英EU改革合意）が成立した¹³⁾。これを受けて、イギリスのEU残留の是非を問う国民投票が6月23日に実施されることとなった。

2. 英 EU 改革合意

英EU改革合意には、イギリスの要求するア

ラカルト欧州の要素が色濃く反映されている。第1に「経済ガバナンス」では、ユーロ圏諸国と非ユーロ圏諸国の平等原則が確認されている。金融サービスの自由を含む単一市場において、28カ国中19カ国を占めるユーロ圏に有利な銀行規制などにより、非ユーロ圏の利益が損なわれなくするための、閣僚理事会での関連法案の採択の際に少なくとも1カ国が特定多数決（加盟国数55%以上かつEU総人口の65%以上）による法案採択に反対するならば、議長国はその問題を欧州理事会での各国首脳間の審議に付託することができる（ただし、拒否権を認めるものではない）。

第2に「競争力」では、EUが単一市場における規制改革と不必要な立法の廃止を行うことが確認されている。

第3に「主権」では、「一層緊密化する連合」という文言がイギリスに適用されないこと、また、すべての加盟国に共通の運命を追求するよう強制するものでもないことが確認されている。さらに、国内議会の役割向上について、先述した補完性監視手続にあるイエローカードとオレンジカードに加えて、レッドカード（国内議会による集会的拒否権）が導入される。すなわち、EU法案が補完性原則に従っていないことを示す理由付意見が各国議会票の合計の55%を超える場合、法案が修正されない限り、閣僚理事会での法案審議は中止される（事実上の廃案）。

第4に「移民」から「社会給付及び自由移動」に改称されたバスケットでは、労働者の自由移動に関連するEU立法の改正が約束されている。まず、労働者が居住する以外の加盟国に送金する養育手当を、当該児童の居住国の状況に連動させることができるようになる。また、無

拠出制の在職給付に関して、長期にわたり例外的な規模で他の加盟国から労働者が流入する場合のセーフガード・メカニズムが導入される。閣僚理事会が許可すれば、加盟国は労働市場に新規参入する域内労働者の無拠出制在職給付を雇用開始から上限4年まで制限すること（時間経過に伴う給付開始と段階的な増額を含む）ができる。それは新規の域内移民労働者を対象に7年間適用される。

V EMU完成と2速度式ユーロ圏

現在、ユーロ圏では、EMUの完成、すなわち、通貨統合を達成した後の共通目標として経済・財政統合が課題とされている。2015年6月、コミッションのユンカー委員長が中心になってまとめた「経済通貨同盟（EMU）の完成」と題する報告書（ユンカー報告書）が欧州理事会に提出された¹⁴。それは、経済同盟（共通の構造改革）、金融同盟（銀行同盟の強化、資本市場同盟の促進）、財政同盟（財政の持続可能性と安定化）、政治同盟（民主的説明責任と正当性、制度的強化）を柱としてEMU完成のための段階を設定し、それぞれの課題を提示している。

第1段階（2015年後半～17年前半）では、現行の基本条約の下で既存の手段に依拠して「構造的収斂」の向上が行われる。2017年春にはEMU完成白書が公表され、第2段階で必要とされる次のステップが示される。

第2段階（2017年後半～）では、おそらく条約改正により、大規模なマクロ経済ショックを緩和するための「ユーロ圏財政安定化機能」すなわちユーロ圏共通予算が導入される。それに伴ってユーロ圏の財務大臣と財務省に相当す

る組織が設置されるとともに、これを民主的にコントロールするためのユーロ圏議会が設立される。しかし、すべてのユーロ圏諸国が第2段階に自動的に移行できるわけではない。労働市場、競争力、ビジネス環境、公共行政、一定の税制に関する共通の「構造的収斂基準」を達成することが、とくにユーロ圏共通予算にアクセスするための条件として示されている。言い換えれば、第2段階に参加するためには構造的収斂基準を充たす必要がある。これは、経済・財政同盟が欧州連邦型の2速度式ユーロ圏（ユーロ圏内2速度式欧州）であることを示している¹⁵。このようにして、遅くとも2025年までに最終段階に達するものとされている。

VI アラカルト欧州と2速度式欧州の並存

英EU改革合意は、欧州統合プロセスにおいて「さまざまな加盟国にとって異なる統合径路が可能である」として、統合の深化を望まない国の権利を尊重することを約束し、アラカルト欧州をEUに公式に認めさせたという意義がある。しかしその一方で、同合意には、EU基本条約が「共通の将来像を共有する加盟国」の間で統合を深化させることを許容しているとも述べており、2速度式欧州（または2速度式ユーロ圏）が可能であることを表明するものである。このように、アラカルト欧州と2速度式欧州は、単一市場を共通基盤として、並存する関係にある。ただし、イギリスが望む単一市場には人（労働者）の自由移動は含まれていないようである。

英EU改革合意は、国民投票でイギリスのEU残留が決定されるならば効力を発生する。

とはいえ、同国がEUを脱退するとしても、アラカルト欧州的な傾向はEU内で残存するようと思われる。他方で、Brexit問題がいずれにせよ落ち着いた後は、本年後半からEMUの完成に向けた議論が活発化する。EUのパワーの源が今後も単一市場とその革新にあることに変わりはないものの、独仏を中核として2速度式欧州（ユーロ圏）によりEMUを完成に導くことが、アラカルト欧州のカウンターバランスとして働き、今後の欧州統合を牽引するものとなるだろう。

〔注〕

- 1) Jean-Claude Piris, *The Future of Europe: Towards a Two-Speed EU?*, Cambridge University Press, 2012, p. 146.
- 2) Frank Schimmelfennig and Thomas Winzen, "Instrumental and Constitutional Differentiation in the European Union", *Journal of Common Market Studies*, Vol. 52, No. 2, 2014, pp. 354-370 at 355, 361, 362.
- 3) Nicole Koenig, "A differentiated view of differentiated integration", *Policy paper* 140, Jacques Delors Institut, 2015, p. 4, available online.
- 4) Alex Warleigh-Lack, "Differentiated integration in the European Union: towards a comparative regionalism perspective", *Journal of European Public Policy*, Vol. 22, No. 6, 2015, pp. 871-887 at 876, 877.
- 5) Alexander C-G. Stubb, "A Categorization of Differentiated Integration", *Journal of Common Market Studies*, Vol. 34, No. 2, 1996, pp. 283-295 at 285-288, 293.
- 6) Dani Rodrik, "How Far Will International Economic Integration Go?", *Journal of Economic Perspectives*, Vol. 14, No. 1, 2000, pp. 177-186 at 180-184.
- 7) Clifford J. Carrubba, "The Electoral Connection in European Union Politics", *Journal of Politics*, Vol. 63, No. 1,

- 2001, pp. 141-158 at 141-144.
- 8) "The Subsidiarity Control Mechanism", European Commission, available online.
- 9) Jean-Claude Piris, op. cit. *supra* note 1, p. 51, 52.
- 10) "Europe at the crossroads", Guest contribution by François Villeroy de Galhau, Governor of the Banque de France, and Jens Weidmann, President of the Bundesbank published in *Le Monde* and in *Süddeutschen Zeitung* on 8 February 2016, available online.
- 11) *Ibid.*
- 12) UK Prime Minister's letter to President of the European Council Donald Tusk, 2015, available online.
- 13) A New Settlement for the United Kingdom within the European Union [2016] OJ C 69 I/1.
- 14) The Five President's Report: Completing Europe's Economic and Monetary Union, European Commission, 2015, available online.
- 15) Adelina Marini, "The Major Eurozone Reform to Start after the UK Referendum", *euinside*, 2015, available online.

〔参考文献〕

- 田中素香 (2016) 『ユーロ危機とギリシャ反乱』 岩波書店
 庄司克宏 (2016a) 「EUの危機と欧州統合モデルのゆくえ」『三田評論』1199号
 — (2016b) 「イギリスEU改革合意と欧州統合のゆくえ」『欧州の政治・経済リスクとその課題』国際貿易投資研究所調査研究シリーズ第27号
 — (2015) 『はじめてのEU法』有斐閣
 — (2014a) 『新EU法 政策篇』岩波書店
 — (2014b) 「欧州銀行同盟に関する法制度的考察」『法学研究』(慶應義塾大学) 87巻6号
 — (2013) 『新EU法 基礎篇』岩波書店
 — (2012) 「EUの経済ガバナンスに関する法制度的考察」『日本国際経済法学会年報』21号
 — (2006) 「国際機構の正統性と民主主義」, 庄司克宏編著『国際機構』岩波書店
 Majone, Giandomenico (2014) *Rethinking the Union of Europe Post-Crisis*, Cambridge University Press
 Scharpf, Fritz (1999) *Governing in Europe*, Oxford University Press

EU 関連の調査研究報告書 (国際貿易投資研究所)

次の研究報告書の全文をダウンロードすることができます

『欧州の政治・経済リスクとその課題』(2016年4月)

- ・ヨーロッパの政治・経済リスクとEUの課題
- ・大量の難民・移民流入に苦慮する欧州
- ・銀行同盟とユーロ地域の銀行市場
- ・サービス単一市場深化・完成政策と文化多様性について
- ・イギリスのEU改革と欧州統合の行方
- ・ドイツ難民政策と移民政策 ～ 現状と課題
- ・Industrie 4.0とドイツ産業

★ダウンロード(全文) http://www.iti.or.jp/report_27.pdf (調査研究シリーズ27号)